

14. 障がい程度等級表

身体障がい者手帳障がい程度等級表（その1）

級別		1級	2級	3級	4級
内 部 障 が い	心臓機能障がい	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障がい	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障がい	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障がい	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障がい	肝臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

身体障がい者手帳障がい程度等級表（その2）

級別		1 級	2 級	3 級	4 級	
障がい	視覚	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が 0.08 以下のもの 3 周辺視野角度（I / 四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I / 二視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が 0.08 以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	
	聴覚又は平衡機能の障がい	聴覚障がい 平衡機能障がい	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） 平衡機能の極めて著しい障がい	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの	
障がい		言語機能障がい		音声機能言語機能又はそしゃく機能のそう失	音声機能言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい	
肢体不自由	上肢機能障がい	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	
		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	
	障がい	体幹機能障がい	1 体幹の機能障がいにより座っていることができないもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	1 体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	
	上肢機能障がい 移動機能障がい	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

5 級	6 級	7 級
1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	
	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの (40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	
平衡機能の著しい障がい		
1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5cm 以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
体幹の機能の著しい障がい		
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

【備考】

1 同一の等級について 2 つの重複する障がいがある場合は、1 級上の級とする。ただし、2 つの重複する障がいがある場合に得に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由においては、7 級に該当する障がいがある場合、6 級とする。

3 異なる等級について 2 以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第 1 指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障がい」とは、中指指骨間関節以下の障がいを含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

○療育手帳の障がい程度の判定等

障がいの程度は、次の基準により最重度、重度、中度及び軽度に区分するものとし、手帳の障がいの程度の記載欄には、最重度の場合は「A」、重度の場合は「B」、中度の場合は「C」、軽度の場合は「D」と表示するものとする。

(1) 最重度「A」

知能指数がおおむね 20 以下「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「身障法」という。）第 15 条第 4 項の規定により、身体障がい者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）別表第 5 号に定める身体障がい者障がい程度等級表（以下「等級表」という。）の 1 級又は 2 級に該当する障がいを有する者については、知能指数がおおむね 35 以下」と判定された者であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの。

(2) 重 度「B」

知能指数がおおむね 35 以下（身障法第 15 条第 4 項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者で、施行規則別表第 5 号に定める等級表の 1 級、2 級又は 3 級に該当する障がいを有する者については、知能指数がおおむね 50 以下）と判定された者であって、日常生活において常時介護を必要とする程度のもの。

(3) 中 度「C」

知能指数がおおむね 36 以上 50 以下（身障法第 15 条第 4 項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者で、施行規則別表第 5 号に定める等級表の 4 級に該当する障がいを有する者については、知能指数がおおむね 51 以上 60 以下）と判定されたもの。

(4) 軽 度「D」

上記の要件に該当しない者で、知能指数がおおむね 70 以下と判定されたもの。

○精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度の判定等

障がいの程度は、次の基準により 1 級・2 級・3 級に区分しています。

この手帳は、精神疾患を有する者（精神障がい者：統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病及びその依存症、器質性精神病及びその他の精神疾患の全てが対象）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活の制約がある者を対象にしています。なお、知的障がいについては、療育手帳制度がありますので対象にはなりません。ただし、知的障がい以外の精神疾患を併せて有しており、下記の等級の状態である場合は手帳の交付対象となる場合があります。

(1) 1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者

(2) 2 級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者

(3) 3 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者